

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成27年 3 月 18 日

水 曜 日

号 外(2)

## 目 次

### 規 則

○富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則	1
○富山県中小企業の振興と人材の育成等に関する基本条例施行規則の一部を改正する規則	24
○富山県看護系高等教育機関整備検討委員会規則	25
○富山県歯科技工士国家試験委員会規則を廃止する規則	26
○富山県薬事研究所条例施行規則の一部を改正する規則	27
○富山県食品衛生条例施行規則の一部を改正する規則	29

## 規 則

富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年 3 月 18 日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県規則第 6 号

富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

**第 1 条** 富山県手数料条例施行規則（平成12年富山県規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の21の項中

「			ダイカスト	17,900円
			機械保全	17,900円

を

「			ダイカスト	17,900円
---	--	--	-------	---------

に、

「			ダイカスト	11,900円
			機械保全	11,900円

を

「			ダイカスト	11,900円
---	--	--	-------	---------

に改め、同表の27の項の次に次のように加える。

27の2 条例別表 第1の309の項 に規定する家畜 受精卵移植等技 術手数料	(1) 同期化处理技術	1頭1回につき 6,700円
	(2) 過剰排卵処理技術	1頭1回につき 15,400円
	(3) 採卵技術	1頭1回につき 23,900円
	(4) 受精卵移植技術	1頭1回につき 10,000円
	(5) 凍結処理技術	受精卵1個につ き 890円

別表第1の28の項の(3)中「1検体につき260円」を「1検体1項目につき180円」に改め、同表の41の3の項中

「		イ ア以外 のもの	住戸の数が1のもの	45,000円
			住戸の数が2以上5以 下のもの	110,000円
			住戸の数が6以上10以 下のもの	170,000円

を

「		イ 住宅の 品質確保 の促進等 に関する 法律第6	住戸の数が1のもの	15,000円
			住戸の数が2以上5以 下のもの	60,000円
			住戸の数が6以上10以 下のもの	90,000円

		条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書（次項において「評価書」という。）を添付するもの	住戸の数が11以上30以下のもの	170,000円	
			住戸の数が31以上50以下のもの	290,000円	
			住戸の数が51以上 100以下のもの	450,000円	
			住戸の数が 101以上 200以下のもの	800,000円	
			住戸の数が 201以上 300以下のもの	1,100,000円	
			住戸の数が 301以上のもの	1,400,000円	
			ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの	住戸の数が 1 のもの	45,000円
				住戸の数が 2 以上 5 以下のもの	110,000円
				住戸の数が 6 以上10以下のもの	170,000円

に改め、同表の41の4の項中

「		イ ア以外のもの	住戸の数が 1 のもの	26,000円
			住戸の数が 2 以上 5 以下のもの	59,000円
			住戸の数が 6 以上10以下のもの	96,000円

を

「		イ 評価書を添付するもの	住戸の数が 1 のもの	11,000円
			住戸の数が 2 以上 5 以下のもの	34,000円
			住戸の数が 6 以上10以下のもの	56,000円

		住戸の数が11以上30以下のもの	100,000円
		住戸の数が31以上50以下のもの	180,000円
		住戸の数が51以上 100以下のもの	280,000円
		住戸の数が 101以上 200以下のもの	500,000円
		住戸の数が 201以上 300以下のもの	660,000円
		住戸の数が 301以上のもの	790,000円
	ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの	住戸の数が 1 のもの	26,000円
		住戸の数が 2 以上 5 以下のもの	59,000円
		住戸の数が 6 以上10以下のもの	96,000円

に改め、同表の46の項の(1)のうち「7,700円」を「7,400円」に、「4,600円」を「4,400円」に改め、同項の(2)のイ中「1,800円」を「1,750円」に改め、同項の(2)のイ中「1,900円」を「1,850円」に改め、同項の(2)のうち「3,050円」を「3,100円」に改め、同項の(3)のうち「4,600円」を「4,500円」に、「3,050円」を「2,950円」に改め、同項の(4)のイ中「1,900円」を「1,850円」に改め、同項の(5)のうち「4,600円」を「4,550円」に改め、同項の(6)のうち「4,550円」を「4,400円」に、「3,000円」を「2,850円」に改め、同表の47の項の(1)のイ中「23,500円」を「23,450円」に改め、同項の(1)のイ中「4,150円」を「4,000円」に改め、同項の(1)のうち「7,000円」を「6,700円」に改め、同項の(1)のエ及びオ中「2,100円」を「2,450円」に改め、同項の(1)のカ中「2,250円」を「2,000円」に改め、同項の(1)のキ中「1,850円」を「1,750円」に改め、同項の(1)のク中「14,100円」を「13,500円」に改め、同項の(1)のケ中

「4,550円」を「5,450円」に改め、同項の(2)のイ中「3,750円」を「3,600円」に改め、同項の(2)のウ中「6,400円」を「6,100円」に改め、同項の(2)のエ及びオ中「1,850円」を「1,950円」に改め、同項の(2)のカ中「2,000円」を「1,950円」に改め、同項の(2)のキ中「1,950円」を「2,100円」に改め、同項の(2)のク中「11,050円」を「10,550円」に改め、同項の(2)のケ中「3,900円」を「4,250円」に改め、同項の(3)のウ中「2,200円」を「2,100円」に改め、同項の(3)のエ及びオ中「2,100円」を「1,950円」に改め、同項の(3)のカ中「2,250円」を「2,500円」に改め、同項の(3)のキ中「2,450円」を「2,550円」に改め、同項の(3)のク中「4,550円」を「4,450円」に改め、同項の(3)のケ中「4,550円」を「4,250円」に改め、同項の(4)のア中「21,850円」を「21,700円」に改め、同項の(4)のイ中「4,450円」を「4,250円」に改め、同項の(4)のウ中「7,800円」を「7,400円」に改め、同項の(4)のエ中「3,150円」を「3,700円」に改め、同項の(4)のオ中「2,700円」を「2,550円」に改め、同項の(4)のカ中「15,300円」を「14,750円」に改め、同表の48の項の(1)のア中「15,000円」を「14,950円」に改め、同項の(1)のイ中「4,150円」を「4,000円」に改め、同項の(1)のウ中「1,450円」を「1,350円」に改め、同項の(1)のエ中「1,350円」を「1,250円」に改め、同項の(1)のオ及びカ中「1,450円」を「1,550円」に改め、同項の(1)のキ中「1,350円」を「1,400円」に改め、同項の(1)のク中「8,600円」を「8,200円」に改め、同項の(1)のケ中「3,000円」を「3,350円」に改め、同項の(2)のイ中「3,750円」を「3,600円」に改め、同項の(2)のウ中「1,400円」を「1,250円」に改め、同項の(2)のエ中「1,300円」を「1,200円」に改め、同項の(2)のオ及びカ中「1,200円」を「1,350円」に改め、同項の(2)のキ中「1,150円」を「1,300円」に改め、同項の(2)のク中「6,100円」を「5,750円」に改め、同項の(2)のケ中「2,500円」を「2,800円」に改め、同項の(3)のア中「9,450円」を「9,400円」に改め、同項の(3)のウ中「1,500円」を「1,300円」に改め、同項の(3)のエ中「1,150円」を「1,100円」に改め、同項の(3)のオ及びカ中「1,250円」を「1,300円」に改め、同項の(3)のキ中「1,150円」を「1,200円」に改め、同項の(3)のク中「3,850円」を「3,700円」に改め、同項の(3)のケ中「2,550円」を「2,700円」に改め、同項の(4)のア中「12,850円」を「12,750円」

に改め、同項の(4)のイ中「4,450円」を「4,250円」に改め、同項の(4)のウ中「1,900円」を「2,050円」に改め、同項の(4)のエ中「2,700円」を「2,550円」に改め、同項の(4)のオ中「9,400円」を「9,450円」に改め、同表の49の項の(1)中「2,800円」を「2,850円」に改め、同項の(2)中「3,250円」を「3,300円」に、「1,700円」を「1,750円」に改め、同項の(3)中「1,000円」を「1,050円」に改め、同表の49の2の項の(1)中「5,800円」を「5,600円」に改め、同項の(4)中「5,800円」を「5,600円」に、「5,350円」を「5,200円」に改める。

## 第 2 条 富山県手数料条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 29 の項を次のように改める。

29 条例別表第 1 の 314 の項に規定する建築確認申請又は計画通知手数料	建築物の床面積の合計が 30 平方メートル以内のもの	5,000円
	建築物の床面積の合計が 30 平方メートルを超え、100 平方メートル以内のもの	9,000円
	建築物の床面積の合計が 100 平方メートルを超え、200 平方メートル以内のもの	14,000円
	建築物の床面積の合計が 200 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの	19,000円
	建築物の床面積の合計が 500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの	34,000円
	建築物の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの	48,000円
	建築物の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え、1 万平方メートル以内のもの	140,000円
	建築物の床面積の合計が 1 万平方メートルを超え、5 万平方メートル以内のもの	240,000円
	建築物の床面積の合計が 5 万平方メートルを超えるもの	460,000円
	昇降機	1 基につき 9,000円

昇降機の計画変更の場合	1 基につき 5,000円
工作物	1 工作物につき 8,000円
工作物の計画変更の場合	1 工作物につき 4,000円

別表第 1 の 29 の 2 の項中「第 20 条第 2 号イ」を「第 20 条第 1 項第 2 号イ」に改め、同表の 32 の項中「仮使用承認申請手数料」を「仮使用認定申請手数料」に改め、同表の 41 の 2 の項を次のように改める。

41 の 2 削除	
-----------	--

別表第 1 の 41 の 3 の項中

「	(2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 2 項の規定に基づく申出をする場合 (1) の手数料の額の欄に掲げる額	ア 建築基準法第 6 条第 5 項の規定に基づく構造計算適合性判定を要しないもの	建築物の床面積の合計が 30 平方メートル以内のもの	5,000円
			建築物の床面積の合計が 30 平方メートルを超え、100 平方メートル以内のもの	9,000円
			建築物の床面積の合計が 100 平方メートルを超え、200 平方メートル以内のもの	14,000円
			建築物の床面積の合計が 200 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの	19,000円
			建築物の床面積の合計が 500 平方メートルを超え、1,000 平方メー	34,000円

	に係る ものを 除く。)	トル以内のもの	
		建築物の床面積の合計 が 1,000 平方メートル を超え、2,000 平方メ ートル以内のもの	48,000 円
		建築物の床面積の合計 が 2,000 平方メートル を超え、1 万平方メ ートル以内のもの	140,000 円
		建築物の床面積の合計 が 1 万平方メートルを 超え、5 万平方メ ートル以内のもの	240,000 円
		建築物の床面積の合計 が 5 万平方メートルを 超えるもの	460,000 円
イ 建築基 準法第 6 条第 5 項 の規定に 基づく構 造計算適 合性判定 を要する もの (ア の手数料 の額の欄 に掲げる 額に係る ものを除	ア) 建築 基準法 第 20 条 第 2 号 イに規 定する 方法に よるも の	1 の建築物の 床面積の合計 が 1,000 平方 メートル以内 のもの	1 の建築物につ き 163,000 円
		1 の建築物の 床面積の合計 が 1,000 平方 メートルを超 え、2,000 平 方メートル以 内のもの	1 の建築物につ き 213,000 円
		1 の建築物の 床面積の合計	1 の建築物につ き 273,000 円

		く。)	が 2,000平方メートルを超え、1 万平方メートル以内のもの		
			1 の建築物の床面積の合計が 1 万平方メートルを超え、5 万平方メートル以内のもの	1 の建築物につき 353,000円	
			1 の建築物の床面積の合計が 5 万平方メートルを超えるもの	1 の建築物につき 643,000円	
			(イ) 建築基準法第20条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによるもの	1 の建築物の床面積の合計が 1,000平方メートル以内のもの	1 の建築物につき 123,000円
				1 の建築物の床面積の合計が 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1 の建築物につき 153,000円
1 の建築物の	1 の建築物につ				

			床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	き 173,000円
			1の建築物の床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	1の建築物につき 213,000円
			1の建築物の床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	1の建築物につき 363,000円

を

「

(2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申	建築物の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	5,000円
	建築物の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	9,000円
	建築物の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	14,000円
	建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	19,000円

出をす る場合  手数料 の額の 欄に掲 げる額 に係る ものを 除く。)	建築物の床面積の合計が 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	34,000円
	建築物の床面積の合計が 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	48,000円
	建築物の床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	140,000円
	建築物の床面積の合計が 1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	240,000円
	建築物の床面積の合計が 5万平方メートルを超えるもの	460,000円

に改め、同表の41の4の項中

「  2) 長期 優良住 宅の普 及の促 進に関 する法 律第8 条第2 項にお いて準 用する 同法第 6条第 2項の 規定に	ア 建築基 準法第6 条第5項 の規定に 基づく構 造計算適 合性判定 を要しな いもの	建築物の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	5,000円
		建築物の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	9,000円
		建築物の床面積の合計が 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	14,000円
		建築物の床面積の合計が 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	19,000円

基づく 申出を する場 合 (1) の手数 料の額 の欄に 掲げる 額に係 るもの を除く。	建築物の床面積の合計	34,000円	
	が 500平方メートルを 超え、1,000平方メー トル以内のもの		
	建築物の床面積の合計	48,000円	
	が 1,000平方メートル を超え、2,000平方メ ートル以内のもの		
	建築物の床面積の合計	140,000円	
	が 2,000平方メートル を超え、1万平方メー トル以内のもの		
建築物の床面積の合計	240,000円		
が 1万平方メートルを 超え、5万平方メー トル以内のもの			
建築物の床面積の合計	460,000円		
が 5万平方メートルを 超えるもの			
イ 建築基 準法第 6 条第 5 項 の規定に 基づく構 造計算適 合性判定 を要する もの (ア の手数料 の額の欄	(ア) 建築 基準法 第 20 条 第 2 号 イに規 定する 方法に よるも の	1 の建築物の 床面積の合計 が 1,000 平方 メートル以内 のもの  1 の建築物の 床面積の合計 が 1,000 平方 メートルを超 え、2,000 平 方メートル以	1 の建築物につ き 163,000円    1 の建築物につ き 213,000円

		に掲げる額に係るものを除く。)	内のもの	
			1 の建築物の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え、1 万平方メートル以内のもの	1 の建築物につき 273,000 円
			1 の建築物の床面積の合計が 1 万平方メートルを超え、5 万平方メートル以内のもの	1 の建築物につき 353,000 円
			1 の建築物の床面積の合計が 5 万平方メートルを超えるもの	1 の建築物につき 643,000 円
			(イ) 建築基準法第 20 条第 2 号イ又は第 3 号イに規定するプログラムによるも	1 の建築物の床面積の合計が 1,000 平方メートル以内のもの
			1 の建築物の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以	1 の建築物につき 153,000 円

			の	内のもの	
				1 の建築物の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え、1 万平方メートル以内のもの	1 の建築物につき 173,000 円
				1 の建築物の床面積の合計が 1 万平方メートルを超え、5 万平方メートル以内のもの	1 の建築物につき 213,000 円
				1 の建築物の床面積の合計が 5 万平方メートルを超えるもの	1 の建築物につき 363,000 円

を

「	(2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8 条第 2	建築物の床面積の合計が 30 平方メートル以内のもの	5,000 円
		建築物の床面積の合計が 30 平方メートルを超え、100 平方メートル以内のもの	9,000 円
		建築物の床面積の合計が 100 平方メートルを超え、200 平方メートル以内のもの	14,000 円

項にお いて準 用する 同法第 6 条第 2 項の 規定に 基づく 申出を する場 合 (1) の 料の額 の欄に 掲げる 額に係 るもの を除く。)	建築物の床面積の合計が 200 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの	19,000円
	建築物の床面積の合計が 500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの	34,000円
	建築物の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの	48,000円
	建築物の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え、1 万平方メートル以内のもの	140,000円
	建築物の床面積の合計が 1 万平方メートルを超え、5 万平方メートル以内のもの	240,000円
	建築物の床面積の合計が 5 万平方メートルを超えるもの	460,000円

に改め、同表の41の5の項中

「 の低炭 素化の 促進に 関する 法律第 54条第 2項の	ア 建築基 準法第6 条第5項 の規定に 基づく構 造計算適 合性判定 を要しな	建築物の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	5,000円
		建築物の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	9,000円
		建築物の床面積の合計	14,000円

規定に基づく申出をする場合 (1) の手数料の額の欄に掲げる額に係るものを除く。	いもの	が 100 平方メートルを超え、 200 平方メートル以内のもの	
		建築物の床面積の合計が 200 平方メートルを超え、 500 平方メートル以内のもの	19,000 円
		建築物の床面積の合計が 500 平方メートルを超え、 1,000 平方メートル以内のもの	34,000 円
		建築物の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え、 2,000 平方メートル以内のもの	48,000 円
		建築物の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え、 1 万平方メートル以内のもの	140,000 円
		建築物の床面積の合計が 1 万平方メートルを超え、 5 万平方メートル以内のもの	240,000 円
		建築物の床面積の合計が 5 万平方メートルを超えるもの	460,000 円
		イ 建築基準法第 6 条第 5 項の規定に	ア) 建築基準法第 20 条第 2 号

	基づく構造計算適合性判定を要するもの（アの手数料の額の欄に掲げる額に係るものを除く。）	イに規定する方法によるもの	のもの 1 の建築物の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの	1 の建築物につき 213,000 円
			1 の建築物の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え、1 万平方メートル以内のもの	1 の建築物につき 273,000 円
			1 の建築物の床面積の合計が 1 万平方メートルを超え、5 万平方メートル以内のもの	1 の建築物につき 353,000 円
			1 の建築物の床面積の合計が 5 万平方メートルを超えるもの	1 の建築物につき 643,000 円
		(イ) 建築基準法第 20 条	1 の建築物の床面積の合計が 1,000 平方	1 の建築物につき 123,000 円

			第 2 号 イ又は	メートル以内 のもの	
			第 3 号 イに規 定する プログ ラムに よるも の	1 の建築物の 床面積の合計 が 1,000 平方 メートルを超 え、2,000 平 方メートル以 内のもの	1 の建築物につ き 153,000 円
				1 の建築物の 床面積の合計 が 2,000 平方 メートルを超 え、1 万平方 メートル以内 のもの	1 の建築物につ き 173,000 円
				1 の建築物の 床面積の合計 が 1 万平方メ ートルを超え、 5 万平方メー トル以内のも の	1 の建築物につ き 213,000 円
				1 の建築物の 床面積の合計 が 5 万平方メ ートルを超え るもの	1 の建築物につ き 363,000 円

を

「	(2) 都市 の低炭 素化の 促進に 関する 法律第 54条第 2項の 規定に 基づく 申出を する場 合 (1) の手数 料の額 の欄に 掲げる 額に係 るもの を除く。)	建築物の床面積の合計が30平方メ ートル以内のもの	5,000円
		建築物の床面積の合計が30平方メ ートルを超え、100平方メート ル以内のもの	9,000円
		建築物の床面積の合計が100平方 メートルを超え、200平方メート ル以内のもの	14,000円
		建築物の床面積の合計が200平方 メートルを超え、500平方メート ル以内のもの	19,000円
		建築物の床面積の合計が500平方 メートルを超え、1,000平方メー トル以内のもの	34,000円
		建築物の床面積の合計が1,000平 方メートルを超え、2,000平方メ ートル以内のもの	48,000円
		建築物の床面積の合計が2,000平 方メートルを超え、1万平方メー トル以内のもの	140,000円
		建築物の床面積の合計が1万平方 メートルを超え、5万平方メート ル以内のもの	240,000円
		建築物の床面積の合計が5万平方 メートルを超えるもの	460,000円
		」	

に改め、同表の41の6の項中

「	(2) 都市 の低炭 素化の	ア 建築基 準法第6 条第5項	建築物の床面積の合計 が30平方メートル以内 のもの	5,000円
」				

促進に 関する 法律第 55条第 2項に おいて 準用す る同法 第54条 第2項 の規定 に基づ く申出 をする 場 合 ((1)の 手数料 の額の 欄に掲 げる額 に係る ものを 除く。)	の規定に 基づく構 造計算適 合性判定	建築物の床面積の合計 が30平方メートルを超 え、100平方メートル 以内のもの	9,000円
	を要しな いもの	建築物の床面積の合計 が100平方メートルを 超え、200平方メート ル以内のもの	14,000円
		建築物の床面積の合計 が200平方メートルを 超え、500平方メート ル以内のもの	19,000円
		建築物の床面積の合計 が500平方メートルを 超え、1,000平方メー トル以内のもの	34,000円
		建築物の床面積の合計 が1,000平方メート ルを超え、2,000平方メ ートル以内のもの	48,000円
		建築物の床面積の合計 が2,000平方メート ルを超え、1万平方メー トル以内のもの	140,000円
		建築物の床面積の合計 が1万平方メートルを 超え、5万平方メート ル以内のもの	240,000円

		建築物の床面積の合計が 5 万平方メートルを超えるもの	460,000円
イ 建築基準法第 6 条第 5 項の規定に基づく構造計算適合性判定を要するもの（アの手数料の額の欄に掲げる額に係るものを除く。）	ア) 建築基準法第 20 条第 2 号イに規定する	1 の建築物の床面積の合計が 1,000 平方メートル以内のもの	1 の建築物につき 163,000円
		1 の建築物の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの	1 の建築物につき 213,000円
		1 の建築物の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え、1 万平方メートル以内のもの	1 の建築物につき 273,000円
		1 の建築物の床面積の合計が 1 万平方メートルを超え、5 万平方メートル以内のもの	1 の建築物につき 353,000円
		1 の建築物の	1 の建築物につ

				床面積の合計 が 5 万平方メ ートルを超え るもの	き 643,000円
			(イ) 建築 基準法 第20条 第2号 イ又は 第3号 イに規 定する プログラ ムによ るもの	1の建築物の 床面積の合計 が 1,000平方 メートル以 内 のもの	1の建築物につ き 123,000円
				1の建築物の 床面積の合計 が 1,000平方 メートルを超 え、2,000平 方メートル以 内 のもの	1の建築物につ き 153,000円
				1の建築物の 床面積の合計 が 2,000平方 メートルを超 え、1万平方 メートル以 内 のもの	1の建築物につ き 173,000円
				1の建築物の 床面積の合計 が 1万平方メ ートルを超え、 5万平方メ ートル以内 のもの	1の建築物につ き 213,000円

			1 の建築物の床面積の合計が 5 万平方メートルを超えるもの	1 の建築物につき 363, 000 円
--	--	--	--------------------------------	----------------------

を

「	(2) 都市	建築物の床面積の合計が 30 平方メートル以内のもの	5, 000 円
	の低炭素化の促進に	建築物の床面積の合計が 30 平方メートルを超え、100 平方メートル以内のもの	9, 000 円
	関する	建築物の床面積の合計が 100 平方メートルを超え、200 平方メートル以内のもの	14, 000 円
	法律第 55 条第 2 項に	建築物の床面積の合計が 200 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの	19, 000 円
	おいて	建築物の床面積の合計が 500 平方メートルを超え、1, 000 平方メートル以内のもの	34, 000 円
	準用する	建築物の床面積の合計が 1, 000 平方メートルを超え、2, 000 平方メートル以内のもの	48, 000 円
	同法	建築物の床面積の合計が 2, 000 平方メートルを超え、1 万平方メートル以内のもの	140, 000 円
	第 54 条第 2 項の規定に基づ	建築物の床面積の合計が 1 万平方メートルを超え、5 万平方メートル以内のもの	240, 000 円

く申出をする場合 (1) の手数料の額の欄に掲げる額

	に係る建築物の床面積の合計が 5 万平方メートルを超えるものを除く。)	460,000円
--	-------------------------------------	----------

に改め、同表の備考の 7 中「29の項の(1)」を「29の項」に改め、同表の備考の 9 中「41の 4 の項の(2)のア」を「41の 4 の項の(2)」に改め、同表の備考の10中「41の 5 の項の(2)のア」を「41の 5 の項の(2)」に改め、同表の備考の11中「41の 6 の項の(2)のア」を「41の 6 の項の(2)」に改める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、同年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則（前項ただし書の規定においては、当該規定）の施行の際現になされている申請、申込み等に係る手数料の額については、この規則による改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(財 政 課)

富山県中小企業の振興と人材の育成等に関する基本条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年 3 月 18 日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県規則第 7 号

富山県中小企業の振興と人材の育成等に関する基本条例施行規則の一部を改正する規則

富山県中小企業の振興と人材の育成等に関する基本条例施行規則（平成24年富山県規則第50号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富山県中小企業の振興と人材の育成、小規模企業の持続的な発展の促

### 進等に関する基本条例施行規則

第1条中「富山県中小企業の振興と人材の育成等に関する基本条例」を「富山県中小企業の振興と人材の育成、小規模企業の持続的な発展の促進等に関する基本条例」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(経営支援課)

富山県看護系高等教育機関整備検討委員会規則を次のように定め、公布する。

平成27年3月18日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県規則第8号

#### 富山県看護系高等教育機関整備検討委員会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、富山県附属機関条例（平成26年富山県条例第2号）第3条の規定に基づき、富山県看護系高等教育機関整備検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

**第2条** 委員は、保健、医療、福祉又は教育に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

(任期等)

**第3条** 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員長)

**第4条** 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第 5 条** 委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(顧問)

**第 6 条** 委員会に、必要な意見を聴くため、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、知事が委嘱する。

(庶務)

**第 7 条** 委員会の庶務は、厚生部において処理する。

(細則)

**第 8 条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(医 務 課)

富山県歯科技工士国家試験委員会規則を廃止する規則を次のように定め、公布する。

平成27年3月18日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県規則第9号

富山県歯科技工士国家試験委員会規則を廃止する規則

富山県歯科技工士国家試験委員会規則（平成26年富山県規則第15号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(医 務 課)

富山県薬事研究所条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年 3 月 18 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第10号

富山県薬事研究所条例施行規則の一部を改正する規則

富山県薬事研究所条例施行規則（昭和60年富山県規則第47号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の(2)中

「ガスクロマトグラフ	230円」
------------	-------

を

「F I D付きガスクロマトグラフ	230円
E C D及びF I D付きガスクロマトグラフ並びにガスクロマトグラフ質量分析計	1, 040円
ヘッドスペースサンブラ、オートサンブラ及びF I D付きガスクロマトグラフ	490円」

に、

「錠剤硬度計	210円」
--------	-------

を

「 錠剤硬度計		210円
インビボイメージング装置		3,020円
味認識装置		2,340円
共焦点レーザー顕微鏡		2,140円
フローサイトメーター		1,720円
レーザー回折式粒子径分布測定装置		1,030円
ボックス型蛍光顕微鏡		780円
凍結切片作製装置		410円
リアルタイムPCR装置		350円

に改め、同表の2の(5)を削り、同表の2の(6)中

「 発 熱 性 物 質 試 験		23,180円
皮 膚 刺 激 試 験		19,200円
眼 粘 膜 刺 激 試 験		19,200円
急性毒性試験（マウス）	1 検 体	56,100円

を

「 急性毒性試験（マウス）	1 検 体	56,100円
---------------	-------	---------

に改め、同表の2の(6)を同表の2の(5)とし、同表の2の(7)を同表の2の(6)とし、同表の2の(8)を同表の2の(7)とし、同表の2の(7)の次に次のように加える。

## (8) 機器操作技術指導

種別	単位	金額
機器操作技術指導	1 時間	4,060円

## 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(くすり政策課)

富山県食品衛生条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年3月18日

富山県知事 石 井 隆 一

## 富山県規則第11号

富山県食品衛生条例施行規則の一部を改正する規則

**第1条** 富山県食品衛生条例施行規則（平成12年富山県規則第33号）の一部を次のように改正する。

別表第2第2項第1号ア及び第2号ア中「設けること」の次に「（当該施設において客に飲食させず、客室を設けない場合を除く。）」を加え、同項第17号イに次のただし書を加える。

ただし、履物の履替え設備を設ける場合は、この限りでない。

**第2条** 富山県食品衛生条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号を次のように改める。

(1) 危害分析・重要管理点方式（食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある製造工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式をいう。）を用いる場合は条例別表第1（第1項第7号、第14号及び第15号、第5項並びに第6項を除く。）及び別表第1各項、その他の場合は条例別表第2（第1項第7号、第12号及び第13号、第5項並びに第6項を除く。）及び別表第2各項に掲げる措置第2条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。第2条の2各号列記以外の部分中「別表第1第1項第7号ア」を「別表第1第1項第4号ア」に改める。

第3条第1項中「別表第1第10項」を「別表第1第1項第14号」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「別表第1第11項」を「別表第1第1項第7号」に改める。

第5条中「別表第1第12項」を「別表第1第6項」に、「別表第1」を「別表第1、条例別表第2第6項の規則で定める公衆衛生上講ずべき措置の基準は別表第2」に改める。

第6条中「別表第2第3項」を「別表第3第3項」に、「別表第2」を「

別表第 3」に改める。

第 7 条第 2 項中「別表第 1 第 11 項」を「別表第 1 第 1 項第 7 号」に改め、同条第 3 項中「別表第 3」を「別表第 4」に、「別表第 4 及び別表第 5」を「別表第 5 及び別表第 6」に改める。

別表第 1 第 1 項各号列記以外の部分中「の基準は、次のとおりとする。」を削り、同項第 2 号に次のように加える。

カ 施設においておう吐した場合は、直ちに殺菌剤を用いて適切に消毒すること。

別表第 1 第 1 項第 3 号ウに後段として次のように加える。

特に、食品に直接触れる包丁、まな板等については、汚染の都度又は作業終了後に洗浄及び消毒を十分に行うこと。

別表第 1 第 1 項中第 6 号を削り、第 5 号を第 6 号とし、同項第 4 号ア中「別表第 1 第 1 項第 4 号イ」を「別表第 1 第 1 項第 5 号イ」に改め、同号アに次のただし書を加える。

ただし、建築物における有効かつ適切な技術の組み合わせ、ねずみ、昆虫等の生息調査結果を踏まえた方法等により、確実にねずみ、昆虫等の対策ができる場合は、当該方法等をもって駆除作業に代えることができる。

別表第 1 第 1 項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 使用する水の管理

ア 施設で飲用に適さない水を使用する場合は、当該水が食品に混入しないよう措置を講ずること。

イ 条例別表第 1 第 1 項第 4 号イの水質検査は、年 1 回以上行い、その記録を 1 年間以上（取り扱う食品等の賞味期限を考慮した流通期間が 1 年以上の場合は、当該期間）保存すること。ただし、不慮の事故等により水源等が汚染されたおそれがある場合は、その都度、水質検査を行うこと。

ウ 水質検査の結果、当該水が飲用に適さないことが明らかとなったときは、直ちに当該水の使用を中止するとともに、厚生センター所長の指示

を受け、適切な措置を講ずること。

エ 貯水槽を使用する場合は、定期的に清掃し、清潔に保つこと。

オ 一度使用した水を再度使用する場合は、食品の安全性に影響のないよう必要な処理を行うとともに、当該処理の工程を適切に管理すること。

カ 氷は、適切に管理された給水設備から供給された飲用に適した水から作り、衛生的に取り扱うこと。

別表第1第1項第7号を次のように改める。

(7) 製品説明書及び製造工程一覧図の作成

ア 条例別表第1第1項第9号アの製品説明書には、想定する使用方法、消費者層等を記載すること。

イ 条例別表第1第1項第9号イの製造工程一覧図について、実際の製造工程、施設及び設備の配置に照らして適切か否かの確認を行い、適切でない場合は、製造工程一覧図の修正を行うこと。

別表第1第1項中第9号を第11号とし、同項第8号中「別表第1第1項第8号」を「別表第1第1項第12号」に改め、同号を同項第10号とし、同項第7号の次に次の2号を加える。

(8) 食品等の取扱い

ア 条例別表第1第1項第10号ウの重要管理点の設定においては、同一の危害の原因となる物質を管理するための重要管理点は、複数存在する可能性があることに配慮すること。また、定めようとする重要管理点における管理措置が、危害の原因となる物質を十分に管理できない場合は、当該重要管理点又はその前後の製造工程において適切な管理措置が設定できるよう、製品又は製造工程を見直すこと。

イ 条例別表第1第1項第10号エの管理基準は、危害の原因となる物質に係る許容の可否を判断する基準であり、温度、時間その他の測定できる指標又は外観、食感その他の官能検査により確認できる指標とすること。

(9) 管理運営要領の作成

営業者は、定期的に製品検査、拭き取り検査等を実施し、施設の衛生状態を確認することにより、条例別表第1第1項第11号の管理運営要領の効

果を検証し、必要に応じてその内容を見直すこと。

別表第1第2項を削る。

別表第1第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

#### 従事者の衛生管理

別表第1第3項第6号中「食肉等」を「原料等」に改め、同項第7号中「切り」の次に「、マニキュア等は付けないこと。また」を、「後は、」の次に「必ず十分に」を、「消毒」の次に「を行い、手袋（使い捨てのものに限る。）を使用する場合は交換」を加え、同項に次の1号を加え、同項を同表第2項とする。

(9) 従事者以外の者が食品取扱室に立ち入る場合は、必要に応じて、条例別表第1第2項及び本項で示した従事者等の衛生管理の規定に従わせること。

別表第1第4項各号列記以外の部分中「従事者及び関係者」を「従事者等」に改め、同項第1号中「別表第1第7項」を「別表第1第3項」に改め、同号ア中「同項第5号ア」を「同項第6号ア」に、「同項第9号ア」を「同項第13号ア」に改め、同号イ中「別表第1第1項第6号ウの食品」を「別表第1第1項第10号の食品等」に改め、同号ウ中「別表第1第2項」を「別表第1第1項第11号」に改め、同項第2号中「別表第1第7項」を「別表第1第3項」に改め、同項を同表第3項とし、同表第5項各号列記以外の部分を次のように改め、同項を同表第4項とする。

#### 食品の運搬

別表第5第1項各号列記以外の部分中「別表第3第1項」を「別表第4第1項」に改め、同表第2項各号列記以外の部分中「別表第3第2項」を「別表第4第2項」に改め、同項第1号カ中「別表第2第1項第1号」を「別表第3第1項第1号」に改め、同表第3項各号列記以外の部分中「別表第3第3項」を「別表第4第3項」に改め、同表を別表第6とする。

別表第4第1項各号列記以外の部分中「別表第3第1項」を「別表第4第1項」に改め、同表第2項各号列記以外の部分中「別表第3第2項」を「別表第4第2項」に改め、同項第5号を次のように改める。

(5) 従事者等の衛生管理については、条例別表第1第2項及び別表第1第2項の規定を準用する。

別表第 4 第 3 項各号列記以外の部分中「別表第 3 第 3 項」を「別表第 4 第 3 項」に改め、同項第 4 号イ中「別表第 1」を「別表第 2」に改め、同項第 5 号中「従事者の」を「従事者等の」に改め、同号ウ中「別表第 1 第 5 項及び別表第 1 第 3 項第 2 号から第 8 号まで」を「別表第 1 第 2 項第 1 号及び別表第 1 第 2 項第 2 号から第 9 号まで」に改め、同表を別表第 5 とする。

別表第 3 を別表第 4 とし、別表第 2 を別表第 3 とし、別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第 2 公衆衛生上講ずべき措置の基準（第 2 条、第 5 条関係）

1 施設等における衛生管理

(1) 共通基準

別表第 1 第 1 項第 1 号に定めるところによること。

(2) 施設の衛生管理

別表第 1 第 1 項第 2 号に定めるところによること。

(3) 設備等の衛生管理

別表第 1 第 1 項第 3 号に定めるところによること。

(4) 使用する水の管理

別表第 1 第 1 項第 4 号に定めるところによること。

(5) ねずみ、昆虫等の対策

別表第 1 第 1 項第 5 号に定めるところによること。

(6) 廃棄物等の取扱い

別表第 1 第 1 項第 6 号に定めるところによること。

(7) 食品等の取扱い

ア 原材料として使用する食品は、適切なものを選択し、必要に応じて前処理を行った後、加工に供するとともに、当該食品に適した状態及び方法で保存すること。

イ 冷却、加熱、乾燥、添加物の使用、真空調理、ガス置換包装及び放射線照射の工程の管理に十分配慮すること。

ウ 食品の相互間の汚染を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

(ア) 食品取扱室へは、当該食品取扱室で作業を行う従事者以外の者が立

ち入ることのないようにすること。ただし、当該従事者以外の者の立入りによる食品等の汚染のおそれがない場合は、この限りでない。

(イ) 食品取扱室へ入る際には、必要に応じて、更衣室等を経由し、衛生的な作業着及び履物への交換、手洗い等を行うこと。

(ウ) 冷蔵庫又は冷蔵室内では、食品を区画し、又は区分して保存すること。

(エ) 食肉等の未加熱の食品を取り扱った設備、器具等は、別の食品を取り扱う前に、必要な洗浄及び消毒を行うこと。

(オ) 魚介類又は食肉を調理する場合は、それぞれに専用の包丁及び合成樹脂製又は合成ゴム製のまな板を使用すること。

エ 原材料の保管に当たっては、使用期限等に応じて適切な順序で使用されるよう配慮すること。

オ おう吐物等により汚染された可能性のある食品は、廃棄すること。

(8) 管理運営要領の作成

別表第 1 第 1 項第 9 号に定めるところによること。

(9) 食品の製造等の過程における記録の保存

条例別表第 2 第 1 項第 10 号の記録の保存期間は、取り扱う食品の消費期限、賞味期限等に応じて合理的な期間を設定すること。

(10) 販売食品等の回収及び廃棄

別表第 1 第 1 項第 11 号に定めるところによること。

2 従事者等の衛生管理

別表第 1 第 2 項に定めるところによること。

3 従事者等に対する食品衛生上必要な事項に関する教育

(1) 条例別表第 2 第 3 項の食品衛生上必要な事項に関する教育には、次に掲げる事項についての教育を含むこと。

ア 条例別表第 1 第 1 項第 1 号イの清掃、洗浄及び消毒、同項第 6 号アの保管及び廃棄並びに同項第 13 号アの報告等の手順に関する事項

イ 条例別表第 2 第 1 項第 8 号オの食品の取扱いに関する事項

ウ 条例別表第 1 第 1 項第 11 号の管理運営要領に関する事項

エ 別表第 1 第 1 項第 2 号カのおう吐した場合の対応に関する事項

オ 洗剤等の化学物質を取り扱う者にとっては、その安全な取扱いに関する事項

(2) 条例別表第 2 第 3 項の食品衛生上必要な事項に関する教育の効果について、定期的に評価し、必要に応じてその内容を見直すこと。

#### 4 食品の運搬

別表第 1 第 4 項に定めるところによること。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

(富山県手数料条例施行規則の一部改正)

2 富山県手数料条例施行規則（平成12年富山県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の備考の 5 中「別表第 3 第 3 項」を「別表第 4 第 3 項」に改める。

(生活衛生課)

